JIS 原案作成公募制度によって作成した JIS 原案について、 特定標準化機関制度を活用して申出をします

平成 29 年 4 月 一般財団法人日本規格協会 規格開発ユニット

当協会は、工業標準化法第 12 条に基づく民間団体における自主的な JIS 原案作成活動を支援するために「JIS 原案作成公募制度(以下、「公募制度」という。)」を導入し、原案作成団体と当協会とが共同して数多くの JIS 原案作成を進めてきています。

今般、当協会が独自又は共同で作成している JIS 原案については、日本工業標準調査会 (以下、「JISC」という。) の特定標準化機関 (Competent Standardization Body。以下、「CSB」という。)制度を一層活用することが求められていることから、公募制度によって作成した JIS 原案についても CSB 制度を活用し、JISC における審議が迅速に進むよう対処する方針となりました。

この方針は、当協会の JIS 開発に対する実績が評価されたものであり、この 期待に応えるべく速やかに体制整備を行うとともに、原案作成団体の皆様と協力して進めていく所存です。

当協会は公募制度による JIS 原案作成ばかりでなく、当協会自らも独自に JIS 原案作成を行ってきており、この独自の JIS 原案作成については既に CSB としての活用実績がありますので、この実績を踏まえ公募制度で作成する JIS 原案につきましても CSB 制度活用を進めます。公募制度を活用して頂いている JIS 原案については、CSB 制度を活用することによって規格開発及び JISC 審議において今までと違いが生じますので、原案作成団体の皆様に混乱が生じないように逐次連携して進めさせて頂きます。

公募制度を活用されてきた原案作成団体、公募制度を今後活用する予定の原案作成団体の担当者各位に、当協会が CSB 制度を活用して公募制度を進める場合の変更点及び注意点をご案内します。

1. 公募制度で作成した JIS 原案については、CSB として意見募集(パブリックコメント)を行った後に、主務大臣に申出をします

CSB は、JIS 原案に対する幅広い関係者からの意見募集を実施し、それに対して適切に対応する必要があります。既に公募制度を活用して JIS 原案作成を行っているもののうち、平成 28 年度公募分の B 契約以降で作成した JIS 原案については、申出前にこの意見募集を当協会のホームページで実施し、その後、主務大臣への申出を行う予定としています。また、平成 28 年度公募分の B 契約より前に契約した JIS 原案でも公募期間を延長しているなどから、この意見募集に載せることが可能となる場合には意見募集を行って CSB 制度を活用することも想定されます。不明な場合は、下記の問合せ先にご質問ください。

意見募集そのものは当協会が実施しますが、JIS 原案に対して意見・要望などを幅広く求めることになりますので、個別に提出された意見・要望への対応は、当協会と公募制度に申請して頂いた原案作成団体とで共同で対応を検討することになります。この点についても、ご了承及びご協力をお願いします。

2. JISCでの審議方法が変わります

公募制度を活用頂き作成した JIS 原案の JISC での審議は、従来、標準第一部会又は標準第二部会に設置された分野別の各技術専門委員会で審議されてきました。この審議では、JISC 事務局から公募に応募された原案作成団体に直接連絡がなされ、専門委員会での JIS 原案の概要説明、委員との質疑応答などに対応して頂き、当協会は審議対応のフォローアップ をしてきました。

これから CSB 制度を活用して申出する JIS 原案は、分野別の各技術専門委員会での専門的な審議はされず、JIS 原案の大枠の妥当性や、適切な審議経過の確認などを主な審議論点として、部会で書面審議されることが原則となります。この部会への対応、委員からの質問や修正意見に対する対応については、JISC事務局から当協会に連絡が来ますので、質問の回答などは原案作成団体と相談・協議して JISC事務局に回答します。この点について、ご了承及びご協力をお願いします。

なお、JIS 原案の位置づけや、その内容如何によっては JISC 事務局の判断で、 部会審議とならず、これまで通りに分野別の各技術専門委員会で専門的審議に 付されることもあります。専門的審議に付される JIS 原案は、強制法規や公共 調達基準等への引用又は採用がなされるものなどが今のところ想定されている ようです。

3. これから公募制度を活用される場合のお願い

これまでの公募制度での当協会の主な役割は、JIS 原案作成における制度上の手順に対する相談・指導、規格票の様式等に関する相談・指導などでしたが、CSB機関として JIS 原案を作成して申出を進めることになりますと、原案作成着手から原案審議を経て JISC の審議に至るまで、原案作成団体と共同してより積極的に関与していくことが求められています。

公募制度を活用して頂いた場合に、審議の経過を表す書類の内容についてなど、これまで CSB 制度活用ではなくとも度々 JISC 事務局より修正指示がありましたが、これをより一層精緻にしていくことが求められていますことをご理解頂き、書類の整備等にご協力ください。

4. ご質問などについて

ここに説明した内容についてのお問い合わせは、下記問合わせ先までにお願いします。なお、お電話でのお問い合わせでは、内容を当協会内で確認後、こちらから折返しでの対応となります。お問い合わせの内容を正確に把握するためにも、メールでのお問合せをお願いします。

この問合わせ先は、公募制度の応募書類提出先、成果物提出先及び公募制度そのものの問合わせ先と同じです。

問合せ先:

一般財団法人日本規格協会

規格開発ユニット 規格管理グループ 標準チーム

メールアドレス: sd@jsa. or. jp 電話: 03-4231-8530

参考

当協会の JIS 原案作成公募制度

http://www.jsa.or.jp/domestic/domestic02.html

JIS制定等の運用開始に伴う業務フローの変更について http://www.jisc.go.jp/jis-act/jistopics.html

日本工業標準調査会の特定標準化機関 (CSB) 制度 実施要領 http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/csb-seidoyoryo.pdf

※ このご案内に関連して、規格調整分科会審議の廃止についてのご報告

JIS 原案作成に関し、規格の規定内容の齟齬を回避する目的などのために、一律的に実施してきた規格調整分科会審議については、廃止する方針が JISC から示されました。当協会の公募制度だけでなく、原案作成団体が自ら作成されている場合なども含め、すべての JIS 原案作成に共通する方針となります。

この方針を受け、公募制度の JIS 原案作成においては、様式上のチェックなどは原案作成中の審議と同時並行的に当協会内部で進めます。当協会が必要と判断した場合には専門家のチェックを経るような機能を設置することも検討中です。したがって、規格票の様式のチェック、誤記修正、テンプレートへの正しい組込み、図面の作図・修正などにかかる進め方の詳細は、専門家のチェック機能を活用するのか否かも含め、公募制度に応募頂いた原案作成団体と個別に相談しながら進めることになります。

CSB 制度活用に関するご案内に付随しての報告ではありますが、何卒、ご承知おきくださいますようお願いします。